



理容師法・美容師法の取り扱いが変わりました！

近年における社会風俗の変化などに伴い、平成 27 年 7 月 17 日より、理容師法第 1 条の 2 第 1 項及び美容師法第 2 条第 1 項に規定する理・美容行為の範囲が見直されました。今後は下記のように運用されることとなりましたので、この旨十分御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

<理容行為について>

理容師がパーマントウエーブを行うことは差し支えないこと。

理容師はこれまで、パーマントウエーブについて、刈込などの行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とする場合のみ認められていましたが、客の性別によらずパーマントウエーブを行うことができるようになりました。

<美容行為について>

美容師がカッティングを行うことは差し支えないこと。

美容師はこれまで、カッティングについて、パーマントウエーブなどの美容行為に伴う場合と女性への施術は認められており、これ以外のカッティングは認められていませんでしたが、客の性別によらずカッティングを行うことができるようになりました。

「理容師及び美容師法の運用について」の詳細は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

上記以外の内容については、今までと変わりありません。引き続き、器具の消毒や施設の清掃を行い、衛生的な環境の確保に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、届出事項に変更があった場合には、変更後速やかに保健所まで届出てください。

尼崎市保健所 生活衛生課 電話 06 - 4869 - 3017

